

平成22年

# 上砂川町議会会議録

第3回 臨時会

上砂川町議会

## 平成 2 2 年第 3 回臨時会

( 4 月 2 8 日 )

議事日程 .....	3
会議録署名議員 .....	3
開会の宣告 .....	3
開議の宣告 .....	3
会議録署名議員指名について .....	3
会期決定について .....	3
町長就任あいさつ .....	3
議長あいさつ .....	4
議案第 3 0 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について (原案可決) .....	4
追加日程について .....	6
同意第 1 号 副町長の選任につき同意を求めることについて (同意) .....	6
副町長就任あいさつ .....	7
閉会の宣告 .....	8
出席議員 .....	9
説明のため出席した者 .....	1 0
事務局職員出席者 .....	1 0

平成 2 2 年

上砂川町議会第3回臨時会会議録（第1日）

4月28日（水曜日）午前10時00分 開会  
午前10時21分 閉会

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について  
4月28日 1日間
- 第 3 議案第30号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について

（追加日程）

- 第 4 同意第 1号 副町長の選任につき  
同意を求めることについて

○会議録署名議員

2番 水谷 寿彦  
3番 齋藤 勝男

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。

なお、理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成22年第3回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、2番、水谷議員、3番、齋藤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

◎町長就任あいさつ

○議長（堀内哲夫） ここで、町長選挙後初めての議会でございますので、貝田町長からごあいさつをいただきたいと思います。

○町長（貝田喜雄） 皆さん、おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、町長就任に当たってのごあいさつをさせていただきたいと思います。

このたびの町長選挙に当たりましては、議員の皆さんを初め多くの町民の方々の力強いご支援を賜り、無投票で当選をさせていただきました。心より感謝を申し上げる次第でございます。これからの4年間、町政を担当させていただくことにな

りましたが、大変身の引き締まる思いの中で、その職務と責任の重大さを改めて痛感しているところでもあります。

私は、加賀谷町長が退任することになり、その後を受けまして町長選に立起いたしました。経過の中で、正直申し上げましてまさかこのような状況になるとは想定いたしておりませんでした。しかしながら、町長に就任いたしました以上は、私の持てる力を尽くしまして、町民のための町政執行に努めてまいりたいと決意を新たにしているところでございます。私は、この選挙に当たりまして、加賀谷町政を継承し、町民の皆さんと一緒に考え、そしてともに行動する町民本位の協働の町づくりを訴えてまいりましたので、本町の抱えます人口減少問題や財政健全化などの諸課題解決に向けて、多くの町民の皆様方のご意見を拝聴し、誤りのない行財政運営に努めてまいる所存であります。

特に人口減少問題につきましては、行財政全般に影響を与えるものでありまして、脆弱な財政基盤を揺るがすのみならず、本町の自立に向けた町づくりにも支障を来すと思われまことから、一日も早い対策のもと、将来に向け持続可能な行財政運営がなせるよう全力を傾注してまいります。また、議員の皆さんもご承知のとおり、本町では確固たる産業基盤を持ち得ることから、新しい産業の構築も急務であり、このほか高齢化社会への対応等々も求められますので、議会と住民と行政が一体となり、新しい発想で課題克服に努めなければならないと考えております。

今地方自治体は、地域主権が求められ、特色ある町づくりが自立への道とされ、何もしなければ取り残されてしまいまして、国の支援も受けられない状況になると思料されるところでございます。今後も私ども小規模自治体を取り巻く環境は、国の財政状況によってはさらに厳しさが増してくるというふうに思うところでございますが、私は議員各位や町民の皆さんのお力をおかりいたしま

して、職員と一緒に知恵を出し、汗を流し、工夫をする中で協働の町づくりを進め、何としましてもこの困難な時代を乗り切っていきたいというふうに考えております。そのために、町政執行に当たり私は誠心誠意努力してまいる所存でありますので、どうか議員の皆様の方のご指導とご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。就任のごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

◎議長あいさつ

○議長（堀内哲夫） それでは、私のほうからも一言ごあいさつを申し上げます。

貝田町長、町長就任おめでとうございませう。先般の町長選挙におきまして、全町民の皆さん方の絶大なるご支持、ご支援のもと無投票で当選されましたこと、心からお喜びを申し上げる次第でございます。しかし、裏を返せば、この町づくり、町行政を行うに当たって、大変厳しい状況でございます。この中で加賀谷町政を引き継ぐということで勇断を持っていただきましたことにつきましては、敬意を表する次第でございます。今貝田町長申し上げたとおり、これからは町民と一体となって行政を進めていただきたいと思いますし、議会といたしましても、よきにつけあしきにつけ議論を重ね、貝田町長を先頭に、理事者初め職員の皆さん方も一致団結した行政を望むものでございます。

大変厳しいとは思いますが、何はともあれ健康が第一でございます。どうぞご自愛していただきながら、これからの町づくりにご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。お祝いの言葉にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

◎議案第30号

○議長（堀内哲夫） それでは、議事日程に従い、

議事を進めてまいります。

日程第3、議案第30号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第30号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

提案の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等が平成22年3月31日に公布されたことに伴い、上砂川町税条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては税務出納課長からいたしますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

本文の読み上げについては、省略することに決定いたしました。

それでは、高木税務出納課長。

○税務出納課長（高木則和） それでは、ご指示により、議案第30号について内容の説明をいたします。

お手元に配付しております資料ナンバー1の上砂川町税条例の改正の概要をご参照願います。このたびの改正は、地方税法の一部改正に伴い、個人住民税について扶養控除の見直し関係、65歳未満の給与所得者に対する公的年金所得割の特別徴収、非課税口座内における少額上場株式等に係る非課税措置の創設及びたばこ税の税率改正並びに国民健康保険税の関係条項を改正するものであり

ます。

2の改正の要旨でございます。(1)、町民税関係、①の扶養控除の見直しにつきましては、平成24年度分以後の個人住民税に適用するもので、子ども手当の対象となるゼロ歳から15歳までの年少扶養親族に係る扶養控除33万円を廃止するとともに、16歳以上23歳未満の特定扶養親族のうち16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ分12万円を廃止し、33万円とし、特定扶養控除を一般扶養控除に移行するものでございます。

②の給与所得者及び公的年金受給者の扶養親族申告書の提出につきましては、現行住民税の扶養控除に必要な情報は所得税源泉徴収票等で一体的に収集を行っておりますが、このたびの扶養控除の見直しに伴い、所得税の年少扶養控除を廃止することで所得税においては16歳未満の年少扶養控除の情報がなくなります。しかし、個人住民税においては引き続き扶養情報が必要なため、扶養控除の見直し後は、現行の所得税法に基づく扶養控除等申告書の提出先を税務署から市町村に変更するとともに記載事項及び様式を見直し、扶養親族の申告等に関する根拠を地方税法に規定をする改正を行うもので、適用は平成23年4月以降となるものでございます。

③の65歳未満給与所得者に対する公的年金所得割の特別徴収についてであります。平成20年度まで個人住民税は原則給与からの特別徴収、申告により普通徴収も可能とされてきました。昨年10月から、年金所得分につきましては65歳以上の方は年金からの特別徴収となりましたが、65歳未満で年金を受給し、課税されている給与所得者の方は普通徴収となり、窓口納付の手間が生じていることから、年金所得割額につきましては平成20年度までと同様に給与と合算して給与からの特別徴収を行うこととしたもので、適用は平成22年4月1日からでございます。

④の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設につつま

しては、現行10%の軽減税率、住民税につきましては3%が適用されてきましたが、平成24年には廃止をされ、20%、住民税につきましては5%の本則税率化となることから、貯蓄から投資への流れを促進をするため非課税口座制度が設けられ、平成24年から平成26年までの3年間で毎年1人1口座100万円以内、合計で300万円を上限に、非課税口座開設日から最長で10年間、配当等支払いを受けるもの及び譲渡した場合の所得税、個人住民税を非課税とするものでございます。

(2)の町たばこ税関係、①の旧3級品以外の製造たばこにつきましては、現行1本当たり3,298円を4,618円、率にいたしまして40%を値上げするものでございます。適用は平成22年10月1日からで、今年度の増収見込額は300万円を見込んでおり、補正予算にて計上することといたしております。

(3)の国民健康保険税関係のうち①は、厳しい経済情勢が続く中、中間所得者層の負担軽減を図るため、医療費分の課税限度額を現行の47万円から50万円に、後期高齢者支援分で12万円から13万円に引き上げるもので、当町での対象者は医療費分で11名、後期高齢者支援分はゼロと見込んでおります。これにより、介護保険を含んだ賦課限度額の合計は69万円から73万円となるものでございます。

②の国民健康保険税の減額につきましては、現行当町での応能、応益割合は45%から50%の範囲内であることから、7割、5割、2割軽減を行っておりますが、この応能、応益割合にかかわらず、市町村の実情に応じて低所得者への軽減措置を選択することができることとするものでございます。

③は、100年に1度と言われる世界的な経済不況のもと、被保険者がリストラ等により離職したものである場合については、失業からおおむね2年間、在職中の保険料負担と比較して過重とならないよう、前年の給与所得を3割として算定をい

たしました保険税を適用することにより負担軽減を図るもので、いずれも平成22年4月1日から適用するものでございます。

以上が改正の要旨であります。議長のお取り計らいにより、条例本文の読み上げは省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次、質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより議案第30号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

---

◎追加日程について

○議長(堀内哲夫) ただいま議長の手元に同意案件1件が所定の手続を経て提出されておりますので、急施事件としてこれを認め、追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

---

◎同意第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第4、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

慣例によりまして、奥山総務企画課参事は退席願います。

〔総務企画課参事 奥山光一 退場〕

○議長（堀内哲夫） それでは、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて提案の理由、内容の説明を申し上げますので、ご審議くださるようお願い申し上げます。

提案の理由といたしましては、本町副町長に平成22年5月1日より奥山光一総務企画課参事を選任することについて議会の同意を求めるものであること。

それでは、本文をご参照いただきたいと思います。

副町長の選任につき同意を求めることについて。

次の者を本町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町字鶉227番地2（鶉本町南2丁目1番5号）。氏名、奥山光一。生年月日、昭和33年6月18日。職業、上砂川町職員。備考、任期4年。

本件につきましては人事案件でありますので、全会一致をもってご同意くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

これより同意第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

〔総務企画課参事 奥山光一 入場〕

---

◎副町長就任あいさつ

○議長（堀内哲夫） ここで副町長に選任されました奥山総務企画課参事からごあいさつをいただきます。

○総務企画課参事（奥山光一） 高い席からまことに恐縮に存じますが、議長のご指示をいただきましたので、一言ごあいさつをさせていただきます。

このたびは副町長選任の同意案件につきまして、議員の皆様のご全会一致をもちましてご同意いただきましたことにつき、心から感謝申し上げます。

私自身余りにも突然のことで、驚きと戸惑いを感じているところでございます。もとより浅学非才、その器でないことは重々承知しており、果たして私のような者が副町長の職務を遂行することができるか、不安と心配が入り乱れているところであります。今こうしておりましても、改めてその職責の重さを痛感しているところでございます。しかしながら、町長のもとで精いっぱい努力をさせていただきたいと思うところでございます。町長が進める健康で安心して暮らせる町づくりなどのさまざまな政策実現と住民本位での行政推進に向け、誠心誠意全力を尽くし、頑張っていきたいと思いますと同時に、本町が抱える多くの課題に職員一丸となり、また町民の皆様のご協力をいただきながら問題解決に取り組み、町長を支えてまい

りたいと決意を新たにしているところでございます。

なかなか未熟な人間でございますが、どうぞ議員の皆様におかれましてはこれまで以上のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心から切にお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、平成22年第3回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

（閉会 午前10時21分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 水 谷 寿 彦

署 名 議 員 齋 藤 勝 男



出席議員

議席 番号	氏 名	3 臨
		4.28
1	堀 内 哲 夫	○
2	水 谷 寿 彦	○
3	齋 藤 勝 男	○
4	数 馬 尚	○
5	高 橋 成 和	○
6	大 内 兆 春	○
7	川 上 三 男	○
8	横 溝 一 成	○
9	柳 川 暉 雄	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	3 臨
		4.28
町 長	貝 田 喜 雄	○
副 町 長	—	—
教 育 長	勝 又 寛	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	○
監 査 委 員	道 藤 秋 夫	○
監 査 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○
総 務 企 画 課 長	林 智 明	○
総 務 企 画 課 参 事	奥 山 光 一	○
住 民 福 祉 課 長	山 本 丈 夫	○
税 務 出 納 課 長	高 木 則 和	○
建 設 水 道 課 長	清 野 勝 吉	○
消 防 長	川 下 清	○
教 育 次 長	渡 辺 修 一	○
福 社 医 療 セ ン タ ー 参 事	高 橋 良	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	3 臨
		4.28
議 会 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○
書 記	三 上 美 知 子	○